

兵庫県立大学政策科学研究所規程

(設置)

第1条 地域・公共政策の総合的、科学的な研究を行うため、政策科学研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(業務)

第2条 研究所は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的、科学的な地域・公共政策の調査研究及び教育に関すること。
- (2) 特定の課題に関する共同調査研究に関すること。
- (3) 官公庁及び団体等の依頼に係る調査研究に関すること。
- (4) 研究成果の発表及び刊行に関すること。
- (5) 研究に関連する図書及び資料の収集整理に関すること。
- (6) 地域・公共政策分野の人材育成に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、研究所の運営に関すること。

(所長)

第3条 研究所に、研究所長（以下「所長」という。）を置く。

- 2 所長は、学長の命を受け、研究所の業務を掌理する。

(運営委員会)

第4条 研究所の円滑な運営を行うため、兵庫県立大学教授会規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第78号）第2条第2項に規定する委員会として、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、研究所の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。